

## 2. 回数制限

一時保護を退所したのちの再利用の制限があるかを聞いたところ、全国の一時保護所47施設全てで「制限はない」と回答している。備考として、「回数での制限は有りませんが、当所の情報が本人を通じて加害者に伝わっている場合など、所の危険性を勘案しお断わりする場合があります。」との回答が1件あった。

## 3. その他

一時保護利用にあたり、その他の条件がある場合の内容を、自由記述で聞いたところ、下記のような回答が挙げられた。集団生活が出来ること、通勤・通学は不可であることなどが多く挙げられている。

- ・ 次に掲げる者、又は一時保護所の運営に支障が生じるおそれのある人や、身の回りの事が自分でできない者。
    - (1) 伝染病疾患患者
    - (2) 入院が必要な人
    - (3) 介護を必要とする障害者や高齢者
    - (4) 親族等による支援や他の法律、施設での保護を受けることができる人
    - (5) 飲食や他入所者の詮索など、一時保護のルールを守れない人
  - ・ 通勤、通学不可、それ以外の外出は必要性を所で判断、必要最小限とする。外部との連絡は必要性を所で判断、必要最小限とする。子の養育は保護者の責任。禁酒、原則禁煙。
  - ・ 年齢制限はしていないが、介護の必要な方は、介護施策のサービスを優先していただく。感染症の方。
  - ・ 通勤と通学は原則できません。外部との交信、外出や外泊は制限されることがあります。
  - ・ 本人の申請に基づき保護する。次の場合は一時保護の対象としない。
    - (1) 集団生活に支障をきたす恐れのある者
    - (2) 独自で日常生活を営むことが出来ない者
    - (3) 自立更生の見込みがないと認められる者
    - (4) 疾病等で入院治療を要する者
  - ・ 入院加療が必要な疾病のある方は、入院が優先される。
  - ・ 以下の者は一時保護の対象にはならない。
    - ① 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者
    - ② 心身の障害により常時の介護を必要とする者
    - ③ 感染症の疾患があり、他の入所者に影響を及ぼすおそれがあると認められる者
    - ④ 精神障害、薬物の常用等により他の入所者の保護等に著しい支障を生ずるおそれのある者
    - ⑤ 他の法律又は他の施策による保護や援助を受けることができる者
- ※同伴する家族のうち、男児は原則として小学生以下としている。
- ・ 原則として通信、面会、外出に制限があること、貴重品危険物の預かり、保護所の規則を承諾すること
  - ・ DV被害者の人は安全性の面から外出制限あり。携帯電話の所持・喫煙の制限。
  - ・ 条件は特にないが、緊急性、危険性等を聞き取り、入所の判断をしている。一時保護所は集団生活となるため、支障をきたす場合の保護は難しい。
  - ・ 制限や条件はないが、退所して夫の元にもどった場合等、相手が一時保護所を知っ

- ている場合等は、慎重に検討する（一時保護委託等）。
- ・ 本人が一時保護を希望しない場合には、受け入れができない。
  - ・ 一時保護所の規則に本人が同意すること。
  - ・ 前回一時保護利用時、他の利用者・職員への暴力・暴言があった場合は検討する前回一時保護利用時の面接の中で、本人が DV 加害者であった場合は検討する。複数回一時保護利用者は、加害者に保護先の情報を伝えている事もあるので、外出禁止等の制限を検討する。
  - ・ DV ケースで、夫等に保護所の場所、連絡先が知られている場合は、他の施設（一時保護委託先）の利用を検討する。
  - ・ 身辺自立ができている者、集団生活が可能である者等。
  - ・ ①売春経歴を有する者
  - ・ ②現に売春を行うおそれのある者
  - ・ ③配偶者等から暴力を受けた者
  - ・ ④人身取引被害者
  - ・ ⑤生活困難な問題を有するが、速やかな解決がみこまれず、保護援助を必要としている者
- 以上の条件にある方の意思と緊急性に応じて行う。
- ・ 通勤禁止、通学禁止、禁酒禁煙、ルール遵守。
  - ・ 面会、外出、電話の制限、通勤、同伴児童の通学は不可、学齢以上の同伴児童は、原則児童相談所一時保護所で生活する、日課がある、飲酒不可、喫煙は自由時間に喫煙室でのみ可能、相部屋になることがある、費用は無料（原則として医療扶助の生活保護は受けられない）。
  - ・ 日常生活が自分でできること、他の人と共同生活ができること。
  - ・ 外出制限（通勤、同判児童の通学）。
  - ・ 一時保護希望者へのオリエンテーション資料（所内用）の記載事項のすべてに了解できること。
  - ・ 再度の利用にあたり条件は設けていないが、資力がある、支援親族がいるなど他に取らう方法がある場合は、まず、それを検討してもらう。
  - ・ 通勤通学は不可、原則禁煙、外出・外部との連絡に制限がある。
  - ・ 他の法律、施策による支援が受けることができる場合、疾病のため医療機関での入院治療が必要な場合、入所中に通勤・通学を希望する場合、心身の障害のため、他人の介護を必要とする場合、緊急性、危険性があり、他に頼る人がいない場合。
  - ・ 禁酒禁煙、外出は自由ではない、携帯電話を預かる、外との連絡は自由ではない、通勤できない、同伴児童は通学できない、休日・夜勤などの入所者は平日職員と話をしてから退所（土・日の間の退所はできない）になること、休みの間は話が聞けないこと等を了解してもらう。
  - ・ 話合いの上、携帯電話の GPS 機能を解除してもらっている。
  - ・ 館内は禁煙のため、屋外の安全に配慮した特定の場所にて 1 日 3 本、時間を決めて喫煙。
  - ・ 自分の身の回りのことが自分でできること。集団生活をすることができること。

(8) 入所者向けプログラム

1. 生活支援プログラム

一時保護所で実施しているプログラムの有無をみると、生活支援プログラムについては全国の一時保護所 47 施設のうち、「実施している」が 13 施設である。

図 26. 生活支援プログラム（単位：施設）



実施している 13 施設にその名称（複数の場合は主なものひとつに◎）、プログラム実施者、その内容、実施頻度を自由記述で聞いた。

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
◎健康教室 受診支援 手芸教室 華道教室	看護師 保健師 心理判定員	ストレスとリラクゼーション、健康管理の方法など入所者にあわせ実施している	月 2 回
就労支援として簡単な作業を実施(内職)	生活支援員	ホチキス針の箱詰め	本人の希望による
講座	ケースワーカー	本人が現状の自分を肯定的にとらえ、暴力被害を正しく理解し、退所後に利用可能な社会資源や制度の知識を得ることを目標としたグループワーク	週 1 回、1 回 1 時間 30 分、3 回で終了
①生活支援 ②調理実習◎	生活支援員 栄養士	入所者・同伴児の入所中のやすらぎの場を提供する。衛生的で健康な生活を送るための食生活の大切さ等の栄養教育を実施し、退所後の食生活の充実を図る。	月 1 回
グループワーク	グループワーク 担当職員	作業～巾着作り等 講座～食に関するもの(栄養士)等 お楽しみ会～七夕、Xマス	計画としては毎月、利用者の状況に応じて調整
日中活動	女性福祉相談所 一時保護所職員	簡単な作業	平日 1 時間程度

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
調理実習	介護職員	母子生活支援施設入所が決定した世帯について、調理実習を行い、助言指導する	月 1 回程度
食事作り ストレッチ体操	一時保護所の職員	毎食、入所者と職員とで献立表に基づいて調理	毎食
◎外部講師(絵手紙、書道、生花) 料理を楽しもう会 日課 作業 腰痛体操 健康相談	外部講師(絵手紙、書道、生花) 職員 保健師	絵手紙(2回/月)、書道(1回/月)、生花(2回/月)、料理を楽しもう会(1回/月)、健康相談	
健康、育児相談	民間有志によるメンタルケア団体	保健師、産業カウンセラーによる相談	週 1 回
心理教育プログラム	心理判定員	挨拶、自己紹介、安全のルール確認、2 人一組でストレッチ、マッサージ等、安全の枠や、自他の境界を明確にするグループワーク	概ね 2 週間に 1 回(9:30~11:30)
・健康講座 ・特別講座(法律関係) ◎栄養講座 ・DV 講座	栄養士	バランスのよい食事、外食での栄養バランスのとり方や、入所者の状況に応じた栄養指導を行う。	概ね月 1 回
恒常的に行っているわけではなく、必要性に合わせて行っている 例 調理	調理士、福祉指導員 心理判定員	ごはんの炊き方、簡単な惣菜等	必要性に合わせて一定していない

## 2. 未就学児を対象としたプログラム

未就学児を対象としたプログラム実施の有無をみると、全国の一時保護所 47 施設のうち、「実施している」が 15 施設である。

図 27. 未就学児を対象としたプログラム(単位:施設)  
実施している 実施していない



実施している 15 施設にその名称（複数の場合は主なものひとつに◎）、プログラム実施者、その内容、実施頻度を自由記述で聞いた。

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
保育の時間	保育士（非常勤職員）	保育	週 1 回 1 時間
文字と数の習得と理解 造形遊び	児童対応指導員	年齢により 1～5、5～10 までの数の理解を高めるため、手作り教材を用意し、数の分だけ色を塗ったり指し示す様、ゲーム感覚で行う	入所期間中毎日（平日）
◎設定保育	保育士	体をつかった遊び、伝承遊び、製作活動（年間行事にあわせる等）など親子のふれあいを重視し、楽しめるよう工夫して実施している	週 1 回
保育	保育士		平日 10:30～11:30
プレイルームや屋外での保育	生活支援員 心理療法士 看護師	遊具を使った遊び、屋外での運動	月～金曜、毎日（1 時間程度）
◎保育 親子遊び	保育士	母親が自立活動に専念できることと、未就学児に年齢相応の遊びの時間を保証することを目標に実施	週 5 回、9:30～16:30
保育	児童相談所 女性福祉相談所の一時保護所職員	3 才以上の幼児について、児童相談所で一時保護している幼児とともに、プレイルームでの保育を実施している	平日の午前中 1 時間
◎保育 プレイセラピー	保育士資格を持つ職員	お絵かき、工作等保育メニュー	原則、未就学児がいる期間の月水金だが、母親が子供の世話ができない時、随時実施
心理ケア担当者との面談	女性相談支援センター 心理ケア担当者	子どもと会話し、家族の絵等を描かせ、その気持ちを吐露させる	入所中 1～2 回

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
体操と遊びの時間 (プログラムの名称 なし)	心理判定員 保育士 主任指導員	屋内運動施設を利用、母子で 参加、ラジオ体操の後、年齢 や人数に応じた遊びを提供 し、子どもの運動発達を促す と共に、母子の相互交流を強 化し、情緒の安定を図る	週 3 回 (月・ 水・金)
婦人保護施設入所者 支援体制強化事業	保育サポーター (登録)	年齢に応じた遊びの提供等 (未就学児に限ってはいな い)	必要な都度
◎保育 (特に名称は なし)	保育士	所内保育 (平日の日中のみ)	対象児童が いる場合は、毎日
恒常的に行っている わけではなく、季節 の行事等も考えて行 っている 例 七夕、クリスマ スの飾り付け、おや つ作り等	保育士 福祉指導員 心理判定員	七夕の短冊 飾りの作成 クリスマスツリーその他 おやつ作り	ケースバイケ ース
保育プログラム	保育士	①保育ルームを利用する母子 に対し、保育士が母子関係 を観察し、必要な助言を行 う ②子どもに対する心理的ケア	9 時～15 時 30 分 (月～金)
保育業務	保育士 生活支援員	入所者が、落ち着いた環境で、 面接やカウンセリング等がで きるよう、母親である本人に 代わり保育する 子どもから離れ、一人で過ご す時間を母親に提供する 保育、個別保育、こどもルー ムの開放	保育 平日 10:00～ 11:45(ただし、 毎週水曜日は 除く) 個別保育 平日 9:00～ 17:00 こどもルー ムの開放 平日(月曜日～ 金曜日) 15:30 ～16:45 休日(土日祝祭 日) 10:00～ 11:30 14:00～15: 00

### 3. 学齢期児童の学習指導プログラム

学齢期児童の学習指導プログラムの実施有無をみると、全国の一時保護所 47 施設のうち、「実施している」が 27 施設である。

図 28. 学齢期児童の学習指導プログラム（単位：施設）



実施している 27 施設にその名称（複数の場合は主なものひとつに◎）、プログラム実施者、その内容、実施頻度を自由記述で聞いた。

名称 (複数の場合は主なものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
学びの時間	判定指導課指導 係の職員	学校の授業で行っていると思 われる内容の学習や苦手な箇 所の復習を、プリントを利用 して行う	1週間に1回 1時間
学習指導	心理判定員	小学生対象、学年に応じたドリ ルを活用	平日午前 10 時～11時
算数、国語の学習指 導 造形遊び 運動	児童対応指導員	個々の児童の授業内容に沿っ て問題を用意し、無理なく進 めることで少しでも欠席の間 の学習をカバーするもの	入所期間中、 毎日（平日）
ボランティアによる 学習指導		教科書を使用しての学習、1回 1時間程度	週 3～4回
学習ボランティア	学習ボランティ ア	ボランティア希望者は、あら かじめ学習ボランティアとし て登録してもらい、ボランテ ィア保険に加入の上、活動し てもらう。（活動内容）同伴 児童の学習意欲の向上と情緒 の安定を図るため、一時保護 期間中の同伴児童の学習を支 援する。	必要に応じ て随時実施
◎学習指導 設定保育(工作など)	生活指導員 学習ボランティ ア	同伴児童の学齢にあわせたドリ ル学習や工作、粘土細工な ど 教材持参の場合、現状にあわ せた学習を行う	月～金

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
学習指導	学習指導員 保育士	市販のドリル等を使っての指導	月・木曜日 13:30～16:00 火・水・金曜日 10:30～11:30
併設されている児童 相談所での学習支援	児童相談所職員	学習棟における授業	月～金曜、毎日 (午前中)
学習指導	ボランティア	学齢児に、学齢に応じた学習時間を保証し、学習習慣を維持することを目標に、学習室にてプリントを用いて実施	週5回、1回 2時間
国・算、プリント学習	保育士(今後学習支援員の導入検討)	国算プリント学習	平日午後毎日
学習、体育	児童相談所の一時保護所職員 (常勤または嘱託員)	児童相談所一時保護入所児童とともに学習、体育を実施している	平日午前2時間(学習)午後1時間(体育)
学習指導(児童相談所一時保護の学習指導を利用)	学習指導員2名	小学1年から中学3年の児童	月～金9:40～11:30
学習支援	保育士(非常勤)	学習プリントを利用し、指導	平日午前の1時間程度
学習(午前中) 工作等(午後)	児童相談所の一時保護所職員		月～金 9:00～15:00 (水、木については9:00～12:30)
学習支援事業	当所が委託した学習塾講師	一時保護中の学童に対する学力に応じた系統的な学習指導を行う。	該当する児童に週2～4回程度
同伴児学習支援対策事業	女性相談センター	同伴就学児に対し教員OB(学習サポーター)による学習を実施	入所中可能な範囲で平日2h程度
作文、◎野外活動、 教員学習、写本	児童相談所一時保護所職員		週1回
学習支援	有志の教員OB	学校に行けない子どもの心のケアと補助学習	入所中、土日以外の毎日2時間



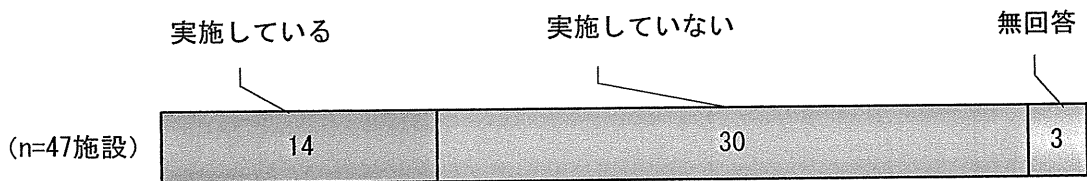
名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
訪問教育 一時保護所を校区と する小学校から専任 の教諭が派遣されて いる	訪問教育担当教 諭	学齢児童の学年及び学習進度 に応じた個別学習 専用学習室と屋内運動施設が 整備されている	※平成 23 年 度 月・木・ 金 (9:30～ 12:00) 水・ 木 (14:00 ～16:30) (実 施時間帯に ついては、毎 年度担当教 諭と協議し て決定)
婦人保護施設入所者 支援体制強化事業	学習サポーター (登録)	通学ができない同伴児童に対 し必要な学習指導を行う	必要な都度 (週 2、3 回 2 H / 回程 度)
◎学習指導 (特に名 称はなし)	保護係職員 ボランティア	能力に応じたプリント学習 教科書を利用した学習	対象児童が いる場合は、 毎日
決っていないが、児 童の希望と必要性に あわせて実施	福祉指導員 心理判定員 保育士	本人の持っているドリル、プ リント等 当所にあるドリル 等のコピー	特に決って いない
学習指導プログラム	児童保護職員、 学習サポーター	① 個々の学力に応じた学習 指導 ② 体育館などを活用した体 を使った遊び	平日 1 日 2 時 間
学齢期児童は、原則、 児童相談所の一時保 護所で保護している ので、その学習日課 により対応している。			
	保育士	市販のドリルを用いて、各自 の学力に合わせた、漢字、計算 の学習をする 児童の希望に応じて、児童の 持参したドリルや教科書、又 は備え付けの教科書 (全教科 あり) を用いて学習する 復習中心であるが、児童の学 力やドリルの進み具合によ っては、予習をする	平日 14:00 ～15:00

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
	ボランティア	学習指導	週 1～2 日
	児相の学習指導 員 (元教員)	算数 (数学)、国語、その子 の学力に応じたプリント指 導が中心	月 ~ 金 10 : 00 ~ 11 : 40

#### 4. その他のプログラム

その他のプログラムの実施有無をみると、全国の一時保護所 47 施設のうち、「実施している」が 14 施設である。

図 29. その他のプログラム (単位 : 施設)



実施している 14 施設にその名称 (複数の場合は主なものひとつに◎)、プログラム実施者、その内容、実施頻度を自由記述で聞いた。

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
◎ ①リラクセーションプログラム ②女性のためのセミナー ③からだの相談 ④こころの相談 ⑤健康相談 ⑥アロマセラピー ⑦スポーツセミナー	心理担当職員	数種のハーブティを用意し、アロマオイルや気分をやわらげる音楽を用いたくつろげる環境の中で、ティータイムを楽しむとともに、コラージュ制作を行い、心理的健康の回復を図っている	月 2 回
DV 支援講座	心理判定員	DV、離婚、保護命令、借金について	入所者が希望すれば、都度
教養活動	外部講師 社会福祉施設職業指導員	生花、手芸	平日、生花は月 2 回

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
心理療法士による 心理判定を実施→ 判定後は本人の希 望に基づき、相談を 実施する。	心理療法士	心理判定、カウンセリング	入所時と随 時
◎ 就労支援セミナー 同伴児童の心の ケア研究	埼玉県女性キャ リアセンター	求人動向、履歴書の書き方、 面接の注意点などの講義及 び個別就職相談	月 1 回、講義 は 1 時間 30 分、個別相談 は 1 人 1 時間
① 心理判定・カウ ンセリング◎ ② 内科小児科相 談、看護 ③精神科相談	心理判定員	心理教育、個人カウンセリン グ、グループカウンセリング を当所における心理的支援 の基本として考える	グループカ ウンセリン グ 原則毎 週金曜日 退所者に対 する心理的 支援 期間 は半年間、月 1 回のペース を目安とす る
(プログラムとし ては実施していな いが) ① DV 被害者カウ ンセリング ② 弁護士アドバイ ザー事業 ③ 余暇活動	① 臨床心理士 ② 弁護士 ③ 外部講師	① カウンセリング ② 法律相談 ③ 手芸	①②必要時 ③週 1 回
グループワーク	心理相談員 (非 常勤)	コラージュ制作・アロママッ サー等リラクゼーショ ン・自律訓練	週 2 回
◎心理面接	心理判定員、 心理担当職員		
◎ 朝の声かけ 集いのひととき レクリエーション	女性相談支援セ ンター 心理ケ ア担当者	入所者ひとり一人の部屋を 訪問し、面談する	1 日 1 回

名称 (複数の場合は主な ものひとつに◎)	プログラム 実施者	その内容	実施頻度
入所者、職員講座	内部講師(心理 判定員、主任指 導員、保育士、 看護師) 外部講師	入所者の状況や季節などを 考慮して柔軟にテーマを設 定、EX:ストレスマネジメ ント、健康講座、子育て講座、 製作、護身術、他	毎月1~2回
◎ 集団心理療法 ・ 調理実習 ・ プレイセラピー ・ 心理教育	心理判定員	(集団)リラックスできる音 楽を流しコーヒーを飲みな がらアイロンビーズ等の作 品を作成 大人のみ参加し自分のため の時間として過ごしてもら う (心理教育) DV から受ける 心理的影響説明 児童には絵本を読みきかせ、 大人への相談の仕方感情の 処理の仕方を伝える	週に1回2時 間程度 プ レイセラピ ー、心理教育 適宜
◎ 子ども DV 教室 「あしたは は れる」 ・ 日中活動支援(特 に名称はなし)... 利用者の希望に 応じ、手芸材料を 提供。(刺子・ク ロスステッチ・刺 繍・レース編み・ ビーズ手芸・リリ アン)	心理担当職員	学齢児童対象のグループミ ーティング...「あしたは は れる」(冊子)を利用し、具 体的な相談機関の情報や元 気回復に向けたメッセージ を伝えている	随時(対象児 童がいる場 合)...平成22 年度は年間3 回
名前がついたプロ グラムというわけ ではないが余暇活 動として本人が希 望すれば、提供して いる	心理判定員 福祉指導員 保育士	大人の塗り絵 刺し子 編物 コラージュ プラバン パソコン	特に決って いない

(9) 一時保護所の運営体制や支援のあり方について

1. 課題と思われる点

課題と思われる点を自由記述で聞いたところ、下記のような点が多く挙げられた。

- ・ DV 被害者と他の理由による利用者を同じ一時保護所で支援しており、それぞれに対応した支援の実施
- ・ 障害や疾病のある利用者への支援
- ・ 同伴児の保育・学習支援
- ・ 外国籍の利用者への支援
- ・ 対処後を含めた継続的な支援
- ・ 一時保護所の職員育成・人的体制の確保

<自由記述>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもの頃から虐待を受けてきて非行問題と精神的不安定を抱えたケースの処遇が非常に難しい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 11才以上の男子を同伴不可（男子は児相一時保護所で保護）としており、母子が一緒に過ごすことができない。</li><li>・ DV といいいながら一時保護と夫の元への帰宅を何度も繰り返すケースについて、一時保護の利用は短期で問題が未解決なまま本人の希望により退所となってしまう。有効な支援策がないか。</li><li>・ 本人の状態が不安定な時期ではあっても、短期間の中で、自立の方向性を決定しなければならないこと。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ “行くところがない”などの理由で一時保護になる人もいるが、半数以上が DV によるものであるため、安全確保を第一にした運営・支援体制にならざるを得ない</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同伴児の学習支援：保護命令発令など安全確保されるまでは休学となり、十分な学習が担保できない。</li><li>・ 外国人への支援：日本語がわからず言葉が通じない場合（通訳者依頼にも限りがある）コミュニケーションがとれず支援がすすまないことがある。</li><li>・ 婦人保護施設と併設：婦人保護施設入所者の支援プログラムと重複してしまうことにより、一時保護者との人間関係にトラブルが生じる場合がある。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護の7割以上を DV 被害者が占めるが、保護命令の申し立て等の安全確保のための支援のみで退所できる利用者は少ない。経済的な問題や精神的な問題を抱えている利用者が多く、退所後の継続的な支援が課題であり、関係機関との連絡が重要である。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係機関の取り組みに温度差があり、連携による支援が円滑に進まない場合がある。</li><li>・ 売防法と DV 法による保護対象者で支援内容が異なり、扱いに苦慮している。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 独自の経済的支援策がない。生活保護制度に頼るしか方法がなく、入所直後に医療機関を受診する必要がある場合等、生活保護担当の理解が得られないと受診できないなど、トラブルが起きる。又、転宅費支給にも日数がかかる。</li><li>・ DV 被害者の公的シェルターとしての役割に特化されつつある。このような中、市役所の窓口が人権担当にシフトしてきていることから、DV 被害者の自立支援に不可欠な福祉諸施策への理解が低く、協議が噛み合わないことがしばしばある。</li><li>・ 退所後も中期的な支援が必要な人のためのステップハウスの整備が必要。</li></ul>

(1) 一時保護所の運営体制について

婦人相談所、母親に同伴された、一時保護所の児童生徒に対しては、学習を確保するために、教員資格者の学習指導を実施することが課題となっている。そのため、教職員の配置や有償・無償のボランティアなどの検討や学習指導にあたってのプログラムモデルについての研究が必要である。

(2) 支援の在り方について

婦人相談所では、経済支援、社会福祉施設等入所の支援、介護保険制度や精神保健制度利用の支援などの実施主体である市町村等との典型や安全面での支援や同伴児への対応などのために、警察、地裁及び児童相談所等多種多様な関係機関との連携を図ることが必要となる。

しかしながら、現状では、県内一か所設置の婦人相談所が、規模やDV相談件数の状況が異なる市町村や各地域の医療機関、児童相談所、保健所、裁判所および警察等関係機関と、連携協力という横並びの位置づけのなかで、連携を図ることは、非常に難しいところである。

したがって、婦人相談所の一時保護所では、ケースごとに、まず、最も多くの支援策の実施主体である市町村に対して、窓口の一本化、支援の方向性の決定及び迅速な支援について理解と協力を求め、されに、その他関係機関と円滑な関係を築くことを課題として、取り組んでいる。

- ・ 昨年本県では「女性相談所創設 60 周年記念法～女性相談所の専門性とは？～」を作成いたしました。「第 1 編 3 女性相談所の役割と今後の課題」の中に課題を整理いたしました。不十分な内容ですがご参照いただければと存じます。
- ・ 当所では、一時保護職員（女相及び児相）が夜間休日の緊急電話相談及び保護受け入れを行っているが、婦人保護業務に携わらない児相一時保護職員が夜間休日の対応を行う場合がある。電話相談及び保護受け入れに関するマニュアルを作成し対応しているが、婦人保護業務に関する基礎的な研修を受ける機会がない。市町村により対応に格差があり、市町村からの支援の基準化を図る必要がある。相談受理から安全・自立・生活支援の視点を持ち、一時保護入所後も当初と連携を取り支援を進める市町村がある一方、一時保護所入所により安全が確保されると消極的にしか関わりを持たない市町村もある。
- ・ DV 被害者と生活困窮等の要保護女性を同じ一時保護所で保護しているため、対応を DV 被害者に合わせている。要保護女性には、もう少し柔軟な対応が求められると思うが、現状では DV 被害者の危険度に対応せざるを得ない。
- ・ 人的体制の問題。相談件数の増加に伴い、人的体制の整備が必要だが、要求してもなかなか配置されないこと、また人材の確保が難しい。
- ・ 相談を受けるところと一時保護所が併設のため、相談窓口の周知と秘匿性とのかねあい。
- ・ 一時保護所が婦人保護施設と併設のため、婦人保護施設の機能が果たせない。
- ・ 外国籍入所者の通訳確保。
- ・ 同伴児の保育、学習指導の保障。
- ・ 一時保護する対象は DV 被害者が多く、安全確保の面で他の理由で入所している者の行動の制約がある。
- ・ 日本語ができない外国人への支援
- ・ 精神疾患を伴う方の支援
- ・ 若年女子への支援

<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間受け入れ可能な体制をとっているが、夜間については当直代務員のみ勤務となっており、いくつかの問題はある。また、居住スペースがせまく、学齢児以上を同伴するDV被害者は委託せざるをえない状況である。人員配置、建物の構造等の見直しを希望するが、現実的には難しい面が多いと思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>個室でないため、DV被害者と他の何らかの暴力被害者、そして住居問題での一時保護利用者と様々な主訴の人が同室している。暴力被害者への十分な配慮が難しい。</li> <li>学齢期間同伴児の学習支援。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の生活に必要な力（養育、調理等）が不十分と思われるケースが増えてきている。特に、乳幼児対応の保育士を配置し、入所者の面接、外出時のケア、養育について実際の遊びの場面での声かけ等、具体的ななかかわり方を指導する必要があると思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>予算がひっ迫している（夜間対応の業務当直員の複数配置や相談員等の研修への参加旅費の確保が難しい）。</li> <li>婦人保護施設がない（継続的に支援の必要のあるケースについて、生活指導や受診同行等を通じて、自立援助を行なう機関がない当県では、一部、一時保護所がその役割を担って入所者の支援をしている。そのため入所期間が長くなり入所者の不安を助長させてしまうことがある）。</li> <li>障害を有する入所者の自立支援について。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入所期間が長期化する場合、同伴児の学習保障やケアが十分にできていない。また、利用者のケアの充実のためのプログラム（余暇、リラクゼーション、就労支援）が未整備である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護相談所は、保護部間と相談部間との連携が重要です。（情報、支援方針の共有等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>身分証明や所持金がなく、保証人がない人の自立支援（住居の確保等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>DVによる子どもへの心理的影響を考えると、中・長期にわたる地域での見守り支援体制が必要と思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者や生活困窮者、精神疾患が疑われる人など、さまざまな主訴の人が、一時保護されるために、落ちついた環境を提供できにくい場合がある（特に同伴児が複数名になる場合や人格障害の利用者がいる場合）。</li> <li>県内では一か所しかないため、知人同士が、同時期に利用する不都合がある。</li> <li>高齢者虐待防止法の制定で、地域包括支援センターと連携できるケースが徐々に増えてはいるが、障害者の緊急受け入れ体制の充実が早急に望まれる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者、母子の一時保護を各々のショートステイサービスでは緊急に利用できる体制になっていないので、様々なケースが女性相談所の一時保護所が担っている。そのため、職員の負担は大きくなっている。</li> <li>規則の守れない人、他の入所者とのトラブルを起こす人への対応</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人に障害や疾病があり、服薬管理を要するケースや、乳幼児を同伴する養育能力の低いケースが急増しており、対応に苦慮している。入所者の入所中の生活の質を高め、安全を保障するためにも、保健師（看護師）等専門スタッフが必要と考える。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援における経済面（当座の生活費等）で、すぐに活用できる公的支援が少ない。</li> <li>・ 当事者が生活していく地域のネットワーク及び支援体制の更なる構築が必要と考える。</li> <li>・ 相談業務と一時保護業務で職員の分離がなされていないため、保護所の生活の中でのきめ細やかなケースワークや見守りが困難。</li> <li>・ 入所者の喫煙問題（金銭的問題や健康面からも禁煙ができない）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日の日中については職員が配置されておらず、支援が行き届かない面がある。</li> <li>・ DV被害者や帰住先のない方など入所者が多岐にわたるため、入所者の構成によってはトラブルが生じたり、支援が困難になったりする場合がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者について統合失調症やうつ病等精神疾患を抱えている方が多いが、保健師等専門の職員が配置されていないこともあり、ケース処遇に不十分な点がある。</li> <li>・ 女性相談員が原則3年の雇用となっており、その培った相談スキルが生かしくい体制となっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVケース、居所なしケース、5条違反ケース等々が、一緒のスペースで、同じプログラムで生活せざるを得ないこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険性があり、一時保護を勧めても本人が拒否する場合の対応・通勤通学を希望する方への対応</li> <li>・ とりあえず今晚だけ顔を見たくないので保護してほしいという方への対応</li> <li>・ 入所者間の人間関係</li> <li>・ 職員の資質向上</li> <li>・ 人員や体制の不備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〈DV被害者の同伴児の保育場所について〉ベビーシッター派遣業者の保育士が、プレイルーム兼娯楽室を保育場所として使用する為、他の入所者が、その間使用出来ない。（DV被害者自立支援事業で、保育士派遣を行っている）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者、人身取引被害者、帰住先無しの要保護女子、売春防止法違反による入所者が同じ場所で生活し、自立支援を行うが、それぞれ支援方法方針が違うため利用者が格差を感じたり、支援に制限があったりと、自立の支援が困難となる。</li> <li>・ 人身取引被害者支援には、宗教・母国の生活習慣の違いなどから特別な支援が必要となる。また国際法務、犯罪関係の面が大きく、警察、入国管理局、IOM等関係機関の捜査・支援が主であり、手段に乏しい女性相談所の支援の域を超えていると思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者と帰住先なし等の危険性のない保護者が混在していることに関する処遇や支援方策の進め方</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が所持金なしの場合、保護命令費用の工面。</li> <li>・ 退所後に母子生活支援施設などの見守りがある場合はよいが、生活保護を受給し、アパートに転居した場合など、支援が必要でも行き届かない。</li> <li>・ 保証人がいない場合の就労や転居先の確保</li> </ul>



## 2. 意見や要望

<ul style="list-style-type: none"><li>一時保護所の利用者の中には、本来特別支援教育が必要だったと思われる方が散見される。本人の発達や能力にあった教育がとりこぼしなく受けられるようになればと思う。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働省が説明会を開催するなど、直接関係各所に対して担うべき役割の意識づけを行ってほしい。</li><li>婦相がDVセンターとなり、DV被害者の一時保護を実施するようになったが公的機関として周知されているので秘匿が難しい。他の機関（委託でない）での一時保護や民間シェルターの位置付けの見直しなど検討していただきたい。</li></ul>
<p>① 生活保護について、次のような全国統一ルールを望みたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>実施機関＝一時保護入所までを支援した機関の所在地を管轄する福祉事務所</li><li>開始時期＝明らかな手持金がない限り、一時保護所入所日（一時保護所入所申請書を、生活保護申請書と見なす、など）</li></ul> <p>②DVを含む婦人保護担当の市役所窓口、福祉専門職の配置を義務づけるような制度設計を望みたい。</p>
<p>(1) 同伴児童生徒の学習指導について</p> <p>教員資格のある職員の雇用形態については、DV被害者や同伴児への理解や不定期短期保護という施設の特异性から、婦人相談所に、教員資格のある職員を配置することが望ましいと考えており、そのためには、国庫補助金における、人件費の加算措置をお願いしたい。</p> <p>また、学習指導にあたってのプログラムモデルの研究のために、参考事例を示していただきたい。</p>
<p>(2) 支援の在り方について</p> <p>婦人相談所と市町村等関係機関との連携については、婦人相談所が現在最も多く保護しているDV被害者の場合には、DV防止法において、市町村に配偶者暴力相談支援センター設置を義務付けることで、多くの支援の実施主体である市町村が迅速でかつ的確な支援を行うことができ、また、横並びの連携協力という規定から、ネットワークづくりの中心に市町村の配偶者暴力相談支援センターを規定することで、被害者に最も身近な地域の関係機関で、より充実した支援を行うことができると考える。</p> <p>なお、市町村の配偶者暴力相談支援センターには、被害者支援のワンストップサービスとして、一時保護機能を付与するべきである。</p> <p>また、併せて、DV被害者の緊急・一時保護所の充実のためには、複数の一時保護所が必要であり、現行の売春防止法上、都道府県のみならず婦人相談所の設置義務があるが、大都市特例の規定をも設けて、政令指定都市・中核市に婦人相談所の設置を義務付けることが必要であると考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>学齢期の同伴児が一時保護利用中、学習支援の制度が必要と考えている。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>調査の結果について、今後の参考とさせていただきたいので、ご教示いただきますようお願いいたします。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>一時保護になる場合、休日・夜間等の職員体制が手薄な時が多い。体制を充実するには国からの予算措置の充実を図ってほしい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>一時保護所の夜間宿直職員や入所者に関わる相談員の身分保証がない。また、夜間、休日の体制は不十分だが、各県により全く状況が異なっている。職員の人員、身分保証、資格要件等の規準を見直してほしい。</li></ul>

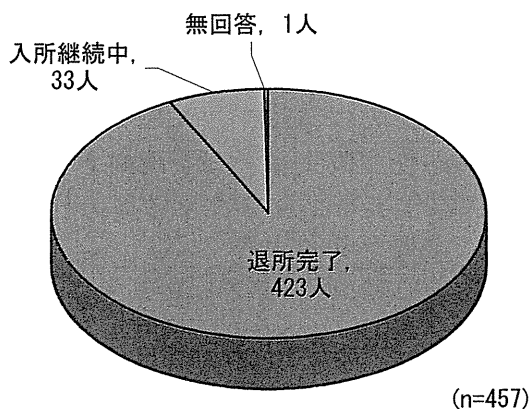
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV や家庭不和で疲弊した母子が休息できるショートステイの場が欲しい。(母子自立支援施設は、母子でないと(離婚していること)受け入れできないと拒絶される。)</li> <li>・ 高齢者虐待被害者の一時保護所の整備を各市町村が真剣に取り組んで欲しい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の増員(同行支援等で職員が不在になることが多いため)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何度も一時保護されるケースについて、その度に必要な支援を行ってはいるが、そのケースの生き方についてもっと踏み込んだ支援も必要かと感じることがある。ただし、そのために必要なスキルや時間、関係機関との連携など難しい課題も多い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に行っている事を書いたが、人もお金も、設備もない中で工夫して支援を行っている。充分ではないことは自覚しているので過大評価も過小評価もしてほしくない。</li> <li>・ この調査結果がどのような形の支援モデルにつながるのか知りたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当施設は一部バリアフリー化されているが、高齢者や怪我等で介護、介助を要する場合、受け入れが難しい状況にある。入所者の状況に合わせて適切な一時保護を行う為に委託先を確保していく必要があると考える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人身取引被害者の支援を行う特別な施設を全国ブロック単位で設置し、感染症への対応もきちんと行うべきである。</li> </ul>

## II. 一時保護所利用者

### (1) 入所者数

全国 47 都道府県の一時保護所での平成 23 年 8 月中の女性入所者数をみると、「退所完了」が 423 人、「入所継続中」が 33 人、「無回答」が 1 人であり、計 457 人である。

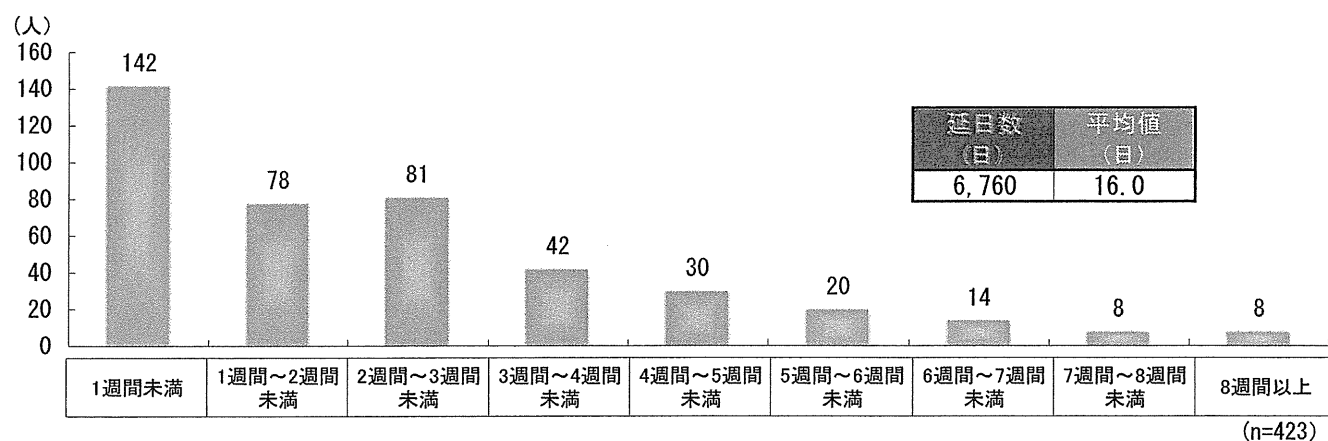
図 30. 一時保護所入所者数



「退所完了」の 423 人について入所日数をみると「1 週間未満」が最も多く 142 人(33.6%)である。次いで、「2 週間～3 週間未満」が 81 人、「1 週間～2 週間未満」が 78 人(18.4%)である。約半数(52%)が 2 週間未満で退所しており、3 週間未満でみると約 7 割(71.2%)に及ぶ。

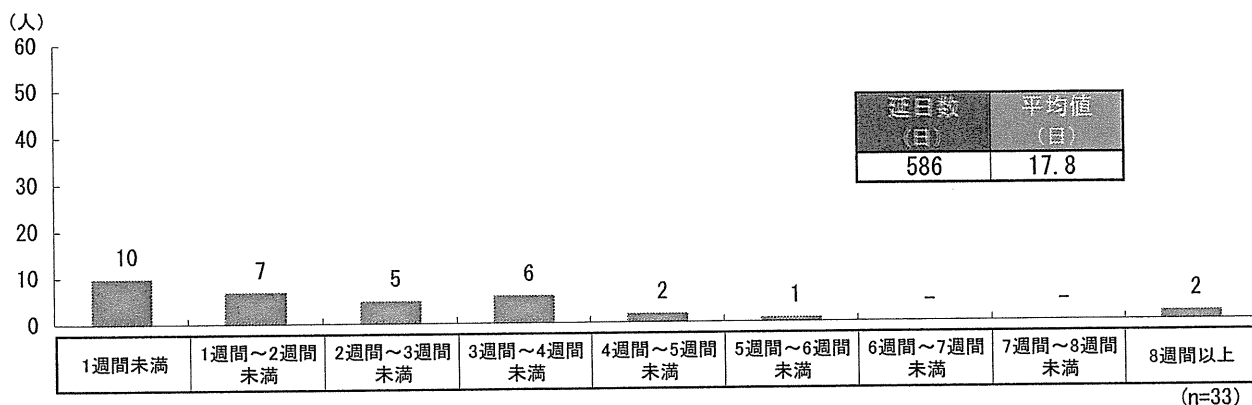
一方、一か月以上と想定される入所期間をみると、4 週間以上の総計は 80 人(18.9%)となり、およそ 5 人に 1 人に相当する。5 週間以上でみると 50 人(11.8%)である。なお、423 人の延入所日数は 6,760 日、平均は 16.0 日である。

図 31. 入所日数（退所完了）



「退所完了」の33人について入所日数をみると「1週間未満」が最も多く10人である。33人の延入所日数は586日、平均は17.8日である。

図 32. 入所日数（入所継続中）



## (2) 利用者の概況

### 1. 入所時の本人の年齢

平成23年8月中の女性入所者457人について、入所時の本人の年齢をみると、「30～34歳」が77人（16.8%）、「25～29歳」が75人（16.4%）と多く、合わせて33.3%と約3人に1人がこの年齢層である。ついで「40～44歳」が64人（14%）、「35～39歳」が63人（13.8%）、「20～24歳」が43人（9.4%）、「45～49歳」が34人（7.4%）となっている。年代別でみると、20歳代が25.8%、30歳代が30.6%、40歳代が21.4%となる。

一方、50歳以上の入所者は87人（19%）、約5人に1人はこの年齢層であり、中高年齢層の利用ニーズも確認される。年代別にみると、50歳代が9.6%、60歳代が6.8%、70歳以上が2.6%である。

また、10歳代の利用者もおり、12人（2.6%）であった。

図 33. 入所時の本人の年齢

